

靖国神社春季例大祭での首相・閣僚の真榊奉納、高市総務相の靖国参拝に抗議します

内閣総理大臣 安倍晋三殿
厚生労働大臣 塩崎恭久殿
総務大臣 高市早苗殿

安倍晋三首相及び塩崎恭久厚生労働相は、靖国神社春季例大祭の日程に合わせて2017年4月21日に同神社に真榊を奉納し、また高市早苗総務相は、同日に靖国神社を参拝しました。これらは国家と靖国神社を結びつける公人としての行為であり、政教分離原則に反する憲法違反行為であることを抗議します。

菅義偉官房長官は21日の記者会見にて、首相・閣僚らの真榊奉納や参拝行為に対して「私人としての行動であり、それぞれの個人の判断だと思っている」と、説明しました。しかし首相・閣僚によって奉納された真榊には「内閣総理大臣」「厚生労働大臣」の肩書が記され、公人としての立場による奉納行為であることが意図的に宣伝されました。

高市早苗総務相が参拝をした後にも、記者らの質問に「一人の日本人として、国策に殉じられた方々のみ霊に対し、尊崇の念を持って感謝の誠をささげた。」と応えていますが、閣僚としての立場がなければ、このような取材を受けることも報道されることもなく、このような閣僚としての影響力を用いた宣伝を行いながら「私人としての参拝」の理屈は到底成り立たないものです。

また安倍内閣は、3月31日に民進党初鹿明博議員の質問趣意書に答える形で、教育勅語は「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」とする閣議決定を行いました。

教育勅語は、「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と、天皇の先祖（天照大神）が日本の国を建て始められたという記紀神話に基づく神勅を宣言したものであり、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、天皇の命令による戦争で命をささげる国家への忠誠を国民に教化する役割を果たし、靖国神社と同様に国家神道体制強化の中心的役割を担った存在です。そのような教育勅語を、公教育の教材として用い得るとしたことも、靖国神社を国家と結びつける行為と一貫した国家神道体制復古を意図した行為です。

私たちは、政府によるこれらの憲法違反行為に抗議し、政府が政教分離原則を厳格に遵守し、これら国家神道体制復古から完全に決別するよう要求します。以上の抗議と要求は、以下の日本国憲法の条文に基づく通りです。

「日本国憲法 第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

2017年5月5日
日本長老教会社会委員会
委員長 星出卓也